

令和8年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年3月8日（日）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時18分
- 2 場 所 田無庁舎5階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 宍 戸 鈴 子
委 員 安 江 勝 信
- 5 出席職員 教 育 部 長 佐 野 剛
教育部地域学習推進担当部長 早 川 礼 成
教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
学 務 課 長 海老澤 功
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
教育部主幹（教育指導課） 栗 林 武
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
地 域 学 習 推 進 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 近 藤 直
図 書 館 長 大 庭 心 平
- 6 欠席職員 指 導 主 事 田 邨 佳 宏
指 導 主 事 佐 伯 豊 明
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
- 7 事務局 教育企画課長補佐兼庶務係長 佐々木 通
- 8 傍聴人 0人

令和 8 年西東京市教育委員会第 3 回定例会議事日程

日 時 令和 8 年 3 月 8 日（日）午後 2 時から
場 所 田無庁舎 5 階会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 10 号 令和 8 年度西東京市教育委員会の主要施策
- 第 3 議案第 11 号 西東京市立田無第三中学校建替事業基本構想
- 第 4 議案第 12 号 学校施設個別施設計画（令和 7（2025）年度修正版）
- 第 5 議案第 13 号 学校における働き方改革推進プラン（改訂版）
- 第 6 議案第 14 号 第 5 期西東京市子ども読書活動推進計画
- 第 7 議案第 15 号 令和 8 年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について
- 第 8 議案第 16 号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 9 報告事項 (1) 西東京市いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表基準について
(2) 下野谷遺跡の追加指定（告示）について
- 第 10 その他

西東京市教育委員会会議録

令和 8 年第 3 回定例会
(3 月 8 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和8年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出はありませんが、途中で申し出があった場合は入室を認めることとします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

○後藤教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第7 議案第15号 令和8年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分については、市長の権限に属する議案の作成に関することであり、市長部局が現在調整中であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第10 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○後藤教育長 日程第2 議案第10号 令和8年度西東京市教育委員会の主要施策、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 私からは、議案第10号 令和8年度西東京市教育委員会の主要施策、について御説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市教育計画(令和6年度～令和10年度)における41施策117事業のうち、令和8年度に教育委員会が取り組む主要な取組といたしまして、19施策22事業を位置づけるものでございます。

恐れ入りますが、議案書に添付してございます冊子の表紙をおめくりください。

見開きページの左側には西東京市教育委員会の教育目標、右のページには主要施策の位置づけ、また、令和8年度の主要施策についての概要の説明を掲載してございます。

1枚おめくりください。右側の目次に記載のある22事業について、各事業のページでは、それぞれの事業の計画上の位置づけや令和8年度の取組などをまとめてございます。

1枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。こちらでは、西東京市教育計画の施策の体系図の中に太字で主要施策及び主要事業をお示ししております。

基本方針1「子どもが未来を切り拓く「生きる力」の育成に向けて」では6施策7事業を、基本方針2「子どもが安心して学べる「誰一人取り残さない」教育の実現に向けて」では4施策5事業を、右側5ページに移りまして、基本方針3「学校・家庭・地域で「ともに育む」教育環境の充実にに向けて」では4施策4事業を、基本方針4「多様な「学び」と「つな

がり」を通じた生涯学習の推進に向けて」では5施策6事業を主要施策、主要事業としてご
ざいます。

それでは、各事業につきまして概要を説明させていただきます。

7ページを御覧ください。1「知識・技能、思考力・判断力・表現力等資質・能力の向
上」でございます。令和8年度は引き続き各学校の特色や課題を分析し、授業改善推進プラン
を作成することで授業力の向上を図ります。次に下段、2「学びに向かう力の育成」でご
ざいます。令和8年度は、各種研修の中で授業力の向上を目的とした講義とグループワーク
を通じて、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の資質・
能力の育成を行います。

続きまして、8ページを御覧ください。3「ICTによる教育の質の向上」でございます。
令和8年度は、学習支援アプリ「ミライシード」等の活用に関する研修を新たに取り入れて
まいります。また、学校訪問、校内研究等において、ICT機器の活用に関する好事例等の
共有を図ってまいります。次に下段、4「平和に関する教育の充実」でございます。令和8
年度も引き続き、4月12日「西東京平和の日」に全校集会等で校長が平和についての講話を
行います。また、総合的な学習の時間、社会科等で平和への取組について考える機会を設定
し、平和の尊さや戦争の悲惨さ、平和な国際社会の実現を目指す取組等についての理解を図
ってまいります。

続きまして、9ページ上段を御覧ください。5「自尊感情や自己肯定感を高める指導の充
実」でございます。令和8年度は、自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実に向けまして、
教務主任会において各校の取組に関する情報交換を行ってまいります。次に下段、6「生命
尊重教育の推進」でございます。令和8年度は、人権教育推進委員会におきまして、生命尊
重教育に関する各校の取組について情報交換する機会を設け、自校の教育活動の改善に生か
してまいります。

続きまして、10ページ上段を御覧ください。7「地域への愛着を深める教育」ございま
す。令和8年度は、コミュニティ・スクール推進委員会における情報交換や学校ホームペー
ジへの掲載等を通じ、好事例の共有を図り、各校の取組に生かしてまいります。次に下段、
8「インクルーシブ教育の充実」でございます。令和8年度は、特別支援教育の指針となる
(仮称)西東京市特別支援教育推進計画を策定いたします。

続きまして、11ページを御覧ください。9「不登校・ひきこもりセーフティネット事
業」でございます。令和8年度は、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」におきまして、
児童・生徒にプログラムの企画等への参加を促し、主体性や積極性を育み、次のステップに
進むきっかけづくりを行ってまいります。また、体験フリースペース「ニコモテラス」にお
きましては、児童・生徒が「ニコモテラス」に足を運ぶことが継続的な支援につながるため
の第一歩であることから、家庭訪問やスクールソーシャルワーカー等との情報連携を通じ、
利用を促進してまいります。

続きまして、12ページを御覧ください。10「教員の気づきをつなげる校内体制」ござい
ます。令和8年度は、西東京市独自のチェックリストを作成し、教育支援コーディネーター
等への研修で周知を行ってまいります。各校におきましては校内委員会等でチェックリスト

を活用し、児童・生徒の変化などに気づき、早期の支援につなげてまいります。また、不登校につきましても、西東京市独自に作成したガイドラインを活用し、不登校の始まりを的確に捉え、校内体制を整えて対応してまいります。

続きまして、13ページ上段を御覧ください。11「ストレスマネジメント等の「心の健康」教育」でございます。令和8年度は、教員やスクールカウンセラー等が児童・生徒に対し、ストレスマネジメント等の「心の健康」教育を実施するとともに、アンケート調査を実施することで効果を図ってまいります。次に下段、12「スクールカウンセラーの配置」でございます。令和8年度は、特に困難な事例について、子ども、保護者、学校等から情報収集し、具体的な支援方針を提案してまいります。また、校内での情報共有や組織的対応を行い早期改善に努めてまいります。

続きまして、14ページ上段を御覧ください。13「地域連携に関するカリキュラム・マネジメント力等、教員の指導力の向上」でございます。令和8年度は、教員の指導力向上や地域連携の推進に向けまして、カリキュラム・マネジメントを踏まえ、指導計画を各校において作成し、教育活動の質の向上を図ってまいります。次に下段、14「部活動の地域連携・地域移行」でございます。令和8年度から令和10年度までの間に、部員数が少なく単独で活動することが難しい中学校の生徒が所属できる運動部活動を立ち上げてまいります。令和8年度は部活動の地域展開を段階的に進めていくため、令和8年7月から試行実施に取り組み、運用上の課題を検証してまいります。

続きまして、15ページ上段を御覧ください。15「給食室の整備」でございます。令和8年度は、西東京市学校施設個別施設計画に基づき、空調設備の設置及び調理機器の更新を実施いたします。空調設備につきましては、親校8校の設置工事及び単独校8校の実施設計を行ってまいります。次に下段、16「学校施設個別施設計画に基づく環境整備」でございます。令和8年度は、西東京市学校施設個別施設計画に基づき、田無第三中学校の建替えに向けた基本計画を策定いたします。また、保谷第一小学校につきましても、建替えに向けた基本構想・基本計画を策定いたします。設備等の改修につきましては、明保中学校の老朽化対策として大規模改造工事に向けた基本設計を実施いたします。また、小・中学校の普通教室における空調設備の更新を計画的に進めるとともに、受水槽等の更新やトイレ環境の改善に向けた工事を計画的に実施いたします。

続きまして、16ページ上段を御覧ください。17「現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進」でございます。令和8年度は、社会的課題を市内の問題として捉え直し、関心や学びを深めるとともに、講座終了後もテーマに関心を持った参加者同士の交流や学びの循環が生まれるよう取組を進めてまいります。次に下段、18「あらゆる世代の自主的な学びを支援するための情報提供」でございます。令和8年度は、世代を超えて関心の高い英語学習について、英語多読の普及を推進している特定非営利活動法人から講師の方を招き、英語多読資料の利活用に関する講演会を開催いたします。

続きまして、17ページ上段を御覧ください。19「生涯学習に関する情報の提供」でございます。令和8年度は、掲載情報やホームページ上のレイアウトを見直し、生涯学習がより身近に感じられるホームページの作成を目指してまいります。次に下段、20「働きながら学べ

る環境整備」でございます。令和8年度は、ビジネス支援コーナーにおきまして、スキルアップやキャリアアップを目指したい人に向けた資料や情報を拡充してまいります。

続きまして、18ページ上段を御覧ください。21「生涯学習及びイベント情報の提供」でございます。令和8年度は、ホームページについて、これまで地域学習推進課、図書館、公民館がそれぞれ提供しておりました生涯学習関連のイベント情報等を1カ所に集約し、より効果的な情報発信を行ってまいります。続きまして下段、22「下野谷遺跡の保存・活用」でございます。令和8年度は、「したのや縄文の里 秋まつり」が20回目の開催となることから、下野谷遺跡を活用した市民協働活動の充実を図ってまいります。また、学識経験者と公募市民から構成する文化財保存活用懇談会を設置し、文化財の効果的な活用や情報発信、文化財関連施設等について御協議をいただき、今後の取組に反映させてまいります。

以上、雑駁ではございますが、令和8年度の西東京市教育委員会の主要施策の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員 2点教えてください。10ページの項目番号7「地域への愛着を深める教育」のところ、西東京ふるさと探究学習のところです。先生方は西東京市に住んでいない方も多いと思うのですが、西東京市ふるさと探究学習を深めるためにも先生方に西東京市を知ってもらうというか、好きになってもらうことが大切だと思うのですが、先生方向けにそのような研修を今までしてきたことがありますか、あるいは来年度はする予定ですか。

○高野統括指導主事 ふるさと探究学習の充実に向けた研修という形では、各学校でニーズがあれば指導主事のほうが付いて訪問しているほかに、年2回、コミュニティ・スクール推進委員会の中で西東京ふるさと探究に関する情報交換、情報の提供、よくやっている学校が口頭発表したりという形で共有を行っているところでございます。こちらには地域コーディネーターの皆様にも御参加をいただいて、地域コーディネーターの皆様と一緒に地域と連携した取組の充実について進めているところでございます。

以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

あともう一つ、12ページの項目番号10、西東京市独自の「児童・生徒のサインチェックリスト」というところなのですが、先生方にサインチェックリストを渡した後、それをどうやって活用してもらう予定なのかちょっとイメージが湧かなかったので、もう少し教えてください。

○宮崎教育支援課長 このチェックリストは主に校内委員会などで子どもたちについて考えるときに、スクールソーシャルワーカーが率先して使うように皆様にお見せしたり、個別に先生方からの相談を受けたときにもこのチェックリストを見ながら、今の状況について理解することに役立てていただくように、なるべくこちらから活用を促していこうというふうに考えてございます。

○今井委員 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第10号 令和8年度西東京市教育委員会の主要施策、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第3 議案第11号 西東京市立田無第三中学校建替事業基本構想、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第11号 西東京市立田無第三中学校建替事業基本構想、につきまして御説明申し上げます。

田無第三中学校の建替事業につきましては、昨年12月の第12回教育委員会定例会におきまして、建替協議会からの検討結果報告書につきまして報告をさせていただいたところでございます。

今年度は建替協議会からの検討結果報告書を踏まえ、基本構想・基本計画の取りまとめを想定しておりましたが、基本計画につきましては、令和8年度に敷地内の施設配置の検証や新しい学校の平面計画等を作成したうえで取りまとめてまいりたいと考えております。

基本構想につきましては、田無第三中学校の将来像や建替コンセプトを踏まえ、市長部局で田無第三中学校周辺エリア構想が検討されており、今年度策定されることから、エリア構想とあわせて取りまとめたところでございます。

それでは、基本構想につきまして、資料に沿って御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、表紙をおめくりいただき、目次を御覧ください。基本構想につきましては、第1章と第2章で構成しております。第1章は、田無第三中学校の現状と将来見込みとなり、敷地及び既存校舎等の概要と生徒数・学級数の推計を記載しております。第2章は、新しい田無第三中学校の基本構想として、建替協議会で検討いたしました複合化する施設や将来像・建替コンセプトを記載しております。

2ページをお願いいたします。敷地の概要でございます。敷地面積は1万5,779平方メートルで、全てが市有地となっております。下の図は周辺の道路状況となっております、学校整備に伴い、幅員の狭い接道部分につきましてセットバックする必要があるなど、建築基準法上の制限がかかることが想定されております。

続きまして、3ページをお願いいたします。既存校舎及び体育館等の概要を記載しております。田無第三中学校の施設の延床面積は5,758平方メートルでございます。北校舎は建設後60年以上が経過しており、体育館につきましても建設後60年に迫っているところでございます。

4ページでは、生徒数や学級数の推移と将来見込みについて記載してございます。本推計は、令和5年度に学校施設個別施設計画を策定した際の推計値をもとに記載しているところでございます。

7ページから12ページにつきましては、建替協議会の検討結果報告書をもとに複合化等を実施する施設・機能のほか、将来像や建替コンセプト、田無第三中学校建替えに係る学校の位置について記載しております。内容につきましては、昨年12月の定例会にて御報告した検

討結果報告書の内容と同様の内容になっておりますので、本日は説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、田無第三中学校建替事業基本構想の説明とさせていただきます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田教育長職務代理者 あまり本質的な質問ではないですが、4ページの生徒数・学級数の推計の、1クラスは何人でしょうか。

○飯島教育企画課長 学校施設個別施設計画により、40人学級で生徒数をカウントしてございます。

○山田教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第11号 西東京市立田無第三中学校建替事業基本構想、を採決いたします。
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第4 議案第12号 学校施設個別施設計画（令和7（2025）年度修正版）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第12号 学校施設個別施設計画（令和7（2025）年度修正版）、について御説明申し上げます。

学校施設個別施設計画につきましては令和6年3月に策定した計画でございますが、計画策定後に生じた学校施設整備における急激な社会経済情勢の変化や学校設備の老朽化に対して早急に対応する必要があるため、今回計画を修正するものでございます。お手元の資料をもとに、主な変更点を中心に御説明申し上げます。

恐れ入ります、10ページをお願いいたします。中段の（1）建替えの時期についてでございます。3段落目の建替時の仮設施設の考え方につきましては、これまで仮設施設を整備しないことが望ましいとしておりましたが、田無第三中学校の建替えを検討する中で、学校を核としたまちづくりの視点や建替協議会からの御意見をもとに、地域の実情を十分に踏まえた柔軟な対応を行っていく必要があることから修正したものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。中段（1）学校施設の地域利用についてでございます。学校施設の地域利用につきましては、この間、学校現場の意見聴取や市民等のニーズ調査等を行いながら検討を進めてきたところでございます。このたび地域利用のための基本的な考え方を整理いたしましたので、本計画でお示しするものでございます。学校施設の建替えに当たりましては、地域利用のための基本的な考え方に基づき、学校を核としたまちづくりに向けて地域利用について検討してまいります。また、既存の学校施設におきましても、施設状況や利用実績などを踏まえ、地域利用の拡充を検討してまいりたいと考えております。

次に、29ページをお願いいたします。4、学校給食の提供方法についてでございます。令

和7年10月に西東京市学校給食運営審議会からの答申を踏まえ、修正しているところでございます。今後につきましては、中学校の建替えにあわせて、衛生的かつ効果率な給食室の整備を進めながら、親子調理方式の最適化を図りつつ、当面の間、自校方式と親子方式を併用してまいります。また、親校の給食室整備につきましては、給食室の設備更新や不測の事態等によって給食提供が困難となった学校の臨時的な給食提供なども視野に検討してまいります。

次に、32ページをお願いいたします。32ページ下段の(2)①建替事業の標準スケジュールの見直しについてでございます。建設業界での人材不足や働き方改革、資材・設備の調達期間の長期化といった社会経済情勢の変化を踏まえまして、標準的なスケジュールを見直しております。

33ページの③建替スケジュールにつきましては、平準化の考え方や標準スケジュールを踏まえ、各学校の建替スケジュールを修正しているところでございます。

最後に、設備改修等のスケジュールでございます。33ページの下段をお願いいたします。これ以降、①の大規模改造工事をはじめとして受水槽や高架水槽の取りかえ、普通教室や給食室の空調、給食室の調理機器について、入れかえスケジュールをお示ししております。

以上、簡単ではございますが、学校施設個別施設計画の説明とさせていただきます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 新しい施設の地域利用のところで、学校図書館の地域利用ということが言われています。それで後ろのほうに、閲覧を可とすると同時に学習室として整備するということが、それが60ページです。6の図書館(学校図書館)というところで、「蔵書の閲覧を可としながら、自習室として地域利用を推進することを想定する」、これは市民の大人の方もそこを学習室として利用するという、子どももちろんかもしれませんが、これは全て授業外の放課後から夜間に関してと、土日を選定したものなのでしょうか。

○大内地域学習推進課長 こちらにつきましては、昨年度にかけて地域の市内の皆様、また学校施設を今使われている方々のアンケートなどをいただきまして、声を頂戴したところでございます。学校図書館に関しましては、自習室としてのニーズが比較的多く読み取れたものでございまして、その形で地域利用を推進していく場所の一つとしては考えていきたいと考えております。時間帯等につきましては学校施設等の使い方として検討するとともに、学校教育との整合性を図りながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○服部委員 他の自治体で図書館整備が充実していないところですか、そういうところでは最初から学校図書館を地域で利用するということをやっている自治体もあるのですが、学校図書館に基本的に置かれているものは、そこにいる子どもたち及び学校教育に寄与するものがあり、学校司書さんがそれを整備しておられるということがありますので、地域利用となっていて、子どもの本ばかりではなく一般の本へのニーズも出てくるかと思いますので、そういう担当者の配備ですとか、入口のゾーニングというんですか、確保とかそういったことがこれから検討されると思います。そこを十分に学校図書館、学校司書及び司書教諭さんの御意見を踏まえて検討していただきたいと思います。

○飯島教育企画課長 今般、学校施設個別施設計画を一部見直しということで、地域利用の部分を加えさせていただいておりますが、基本的な考え方を今回整理させていただいております。これから各学校の建替えが進んでいく中で、その地域の中でどのようなニーズがあるかというところも踏まえまして、各学校における使い方というところも幅広く検討していくことになると思います。

○服部委員 ありがとうございます。

○安江委員 先ほど説明いただきました学校の建替スケジュールの変更、見直しのところですが、今まで田無第三中学校の当初のスケジュールから、今後は平準化等を考慮した場合の建替スケジュール、この日程でいくということですね。確認だけなのですが、そういう方針ということでしょうか。

○飯島教育企画課長 現時点では、先ほど御説明申し上げました基本計画を策定する際に平面計画というものを策定して検討を進めていこうと考えておりますので、現時点でのお示しするスケジュールは、田無第三中学校に関しましてはこのように考えております。

○安江委員 平準化等を考慮した場合の建替スケジュールのほうでいくということですね。わかりました。ありがとうございます。

○飯島教育企画課長 そのとおりでございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第12号 学校施設個別施設計画（令和7（2025）年度修正版）、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第5 議案第13号 学校における働き方改革推進プラン（改訂版）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○田村教育指導課長 それでは、議案第13号 学校における働き方改革推進プラン（改訂版）について御説明いたします。

本議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育委員会において、業務量管理・健康確保措置に関する指針に即した業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画の策定が義務づけられたことから当該指針を反映させ、市の学校における働き方推進プランを改定する必要があることから提出するものでございます。

主な改定内容について御説明いたします。本議案は参考資料もあわせて提出させていただいておりますので、参考資料に沿って御説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

1、学校における働き方改革の目的を御覧ください。新たな目標として、教職員が「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮していくことで、子どもたちによりよい教育を行うことを目的とすることを設定しております。

次に、2、本プランの位置付けを御覧ください。今回の改正により、働き方改革推進プランが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に規定する指針に基づき作成したものであることを明示しております。

1枚おめくりいただきまして、2、3ページをお開きください。

学校における働き方改革の目標を御覧ください。本市では、西東京市立学校の管理運営に関する規則にて、教員の業務量を管理するよう具体的に定め、教職員の在校時間等の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。その結果、一定の成果が見られたところでございます。国の指針及び今回の成果を踏まえ、西東京市の教員の働き方改革につきましては、大きく2点の目標を掲げます。

1点目といたしましては、時間外在校等時間に関する目標といたしましては、1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にすること、1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内とすることを目標としております。したがいまして、今まで当面の目標としていた週当たりの在校時間が53時間を超える教員をゼロにするという各記載内容を、1か月時間外在校等時間が45時間以下とする記載内容を改正いたしました。

2点目といたしましては、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標といたしまして、年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にすること、教職員が高ストレス状態に陥ることのないよう、職場環境の整備を行うこと、教職員が、児童・生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取組、働きがいを実感できることを目指すことを目標としております。

4ページを御覧ください。

教員の長時間労働を改善するためには、教員の業務実態を把握し、以下のイラストのように役割分担のあり方や業務の進め方など、様々な視点から見直しを進めていく必要があります。

そのほか改正につきましては5ページを御覧ください。

出退勤管理システムの構築を行い、自分自身で状況を把握するというようなことを示しております。

1枚おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。

令和8年7月より、部活動地域展開を推進してまいります。その結果、中学校の部活動指導の面で時間外在校等時間を軽減するものになっております。

次です。7ページを御覧ください。

I C Tを活用した業務の効率化、業務縮減に向けた取組の更新をしております。

2枚飛びまして、10ページをお開きください。

学校への調査等の精選及び印刷物の縮減です。こちらに関しましては、教育委員会等から発出する文書、学校に送付する文書等の量の削減に努めてまいります。

続きまして、飛びまして13ページをお開きください。

3、働き方改革の実現に向けてを御覧ください。働き方改革を実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。よりよい教育の実現に向けて、各学校は本プランの内容を踏まえつつ、学校経営計画への反映をするとともに、学校運営協議会等で議論を経て、学校にお

ける働き方改革を推進していきます。また、教育委員会といたしましては、各学校長の自己申告を参考にした定期的なヒアリングを行い、本プランの進捗状況を確認することで、学校における働き方改革を進めてまいります。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○安江委員 3 ページのワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標のところ、「年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする」とありますけれども、今まで現状は10日もとれていないという認識があつての目標かと思えますけれども、実際に有給休暇の取得というのは平日学校があるときに休んでいるのか、休むようにしているのか。例えばそうすると担任の先生がいなくなったりとか、そういうことになると思えますけれども、一方で夏休み、冬休み等の長期休業、長期学校が休みのときに年次休暇をとっているのかどうかというようなことを教えていただければと思います。

○田村教育指導課長 平均取得日数10日以上というところで、やはりなかなか10日に至っていない教員もいる現状がありますので、その辺はしっかりと把握しながら、10日はとるように校長会等を含めて依頼していくところになっております。ですので、全ての教員が10日以上とれている状態ではないということです。

2 点目です。年次有給休暇の基本的な使い方ですが、病気やそういったところを抜かしますと、やはり夏休み、冬休み、春休みと長期休業日にとることになってくると思われます。

以上でございます。

○後藤教育長 よろしいでしょうか。

○安江委員 ありがとうございます。

○服部委員 4 ページの取組の方向性のところで、「学校以外が担うべき業務」と三つに分かれていますところですが、学校以外が担うべき業務にいろいろあつて、5 番の「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求」云々のところは、後ろに書いてあるか見つけられなかったのですが、それは具体的にどこが担う計画というか、実績というか、あるのでしょうか。

○田村教育指導課長 こちらのことにしましては、ある一定程度、やはり学校で話は聞いていかざるを得ないところです。それ以上過度なというところで、執拗に学校を責め立てるとなると、教育委員会が窓口になるですとか、そういった想定がされるところになっております。

以上でございます。

○服部委員 ありがとうございます。ですから、これはほかの団体とかそういうことではなく、教育委員会として受けるというふうに解釈していいのですね。

○田村教育指導課長 そのとおりでございます。現在も、学校とトラブルが継続した案件につきましては教育委員会のほうに相談して、教育委員会が間を取り持って解決に導くということをやっている状況でございます。

以上です。

○服部委員 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○山田教育長職務代理者 討論なのかどうかわかりませんが、教員が働き方を改善して生徒たちに向き合うというのは非常に重要なことだと思うのですが、一方で、我が国の政治家の最高位にある方がこういった動きと正反対なことをおっしゃっていて、ワーク・ライフ・バランスなんかどうでもいいみたいな、働いて働いて働いて働くんだというような潮流ができ上がってくると、先生たちを守ろうとする動きが引き戻されるんじゃないかというような心配があるのですけれども。もしもそういうような動きがあったときは、是非先生たちを守るように教育委員会が立ちはだかっていたらなというふうに強く思いますので、よろしくお願いします。

○後藤教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

これより議案第13号 学校における働き方改革推進プラン（改訂版）、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第6 議案第14号 第5期西東京市子ども読書活動推進計画、を議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○大庭図書館長 議案第14号 第5期西東京市子ども読書活動推進計画、について御説明申し上げます。

本計画の策定に当たりましては、「子どもの読書アンケート調査」や「乳幼児の読書アンケート調査」を実施し、公募市民、市民団体の代表者、学識経験者、図書館協議会の委員、庁内関係部署の職員等を委員とする子ども読書活動推進計画策定懇談会を設置し、計12回の会議における検討と本年1月のパブリックコメントを経まして、このたび計画（案）がまとまったところでございます。

計画の主な内容や、昨年12月からの変更点について説明申し上げます。

恐れ入りますが、冊子の計画（案）を2枚おめくりください。目次でございます。本計画ですが、全体を五つに分け、最初にこれまでの取組として、計画の位置づけや第4期計画の成果、アンケート調査の結果を記載しております。

1ページを御覧ください。昨年12月からの変更点として、2、第4期計画の成果について、第4期計画における基本方針の項目と見比べやすいように、（1）を「読書環境の一層の整備と充実を図りました」とし、4ページを御覧ください。（2）を「学校図書館の一層の活用を図りました」に修正いたしました。また、（1）については団体貸出に関する説明文を追加したほか、（1）に記載していた学校図書館に関する記述を（2）に移すことといたしました。

恐れ入りますが、10ページを御覧ください。子どもの読書活動を推進するために五つの基本方針を示しております。（1）から（4）につきましては、国が策定した「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にある四つの基本方針を踏まえて定めたものとなっております。

11ページ、（５）につきましては、第４期計画に引き続いてのものとします。

12ページを御覧ください。こちらは乳幼児を対象とした取組となりまして、保育園、児童館、図書館のそれぞれが（１）今後充実していく主な取組と、（２）前計画に引き続き推進していく主な取組に分けて記載しております。この構成については、以降の小学生、ヤングアダルト世代についても同じになっております。保育園が今後充実していく主な取組をお示ししております。

13ページを御覧ください。児童館が今後充実していく主な取組をお示ししております。

14ページを御覧ください。図書館が今後充実していく主な取組をお示ししております。

16ページを御覧ください。こちらは小学生を対象とした取組となります。

17ページを御覧ください。児童館が今後充実していく主な取組をお示ししております。また、学校等が今後充実していく主な取組をお示ししております。

19ページを御覧ください。図書館が今後充実していく主な取組をお示ししております。

22ページを御覧ください。こちらはYA世代を対象とした取組となります。児童館が今後充実していく主な取組をお示ししております。

23ページを御覧ください。学校等が今後充実していく主な取組をお示ししております。

24ページを御覧ください。図書館が今後充実していく主な取組をお示ししております。

私からの説明は以上となります。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 ありがとうございます。前回素案を見せていただいた後、パブリックコメントの報告があったと思うのですが、どれぐらいの意見が寄せられ、またそれが最終的な計画に反映された部分があるかどうか教えてください。

○大庭図書館長 パブリックコメントで寄せられた意見は計11名、延べ25件の意見が寄せられました。そのうち、電子図書館サービスの充実における説明文に関する御意見につきまして、こちらの案のほうを修正したところでございます。

以上となります。

○後藤教育長 よろしいでしょうか。

○服部委員 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第14号 第5期西東京市子ども読書活動推進計画、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第8 議案第16号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 私からは、議案第16号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、各学校長より御推薦をいただきました委員の任命を行うものでございます。令和8年度につきましても、西東京市立小・中学校全てに学校運営協議会を設置する予定でございます。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりください。資料の2枚目以降が各学校の学校運営協議会委員の名簿になってございます。

委員につきましては、西東京市学校運営協議会規則第7条に基づき、学校長の推薦により10名以内で任命することとしてございます。委員の氏名及び区分につきましては、資料記載のとおりでございます。このほか、校長、副校長、教職員も委員に入る予定ではございますが、異動者が出る可能性があることから、異動発表後の任命とさせていただきたいと考えております。

また、中原小学校につきましては、現在、委員の任命に係る調整を行っておりますため、本日は中原小学校を除く26校について御提案を申し上げます。

各校とも委員の任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○安江委員 委員の中に「関係行政機関の職員」といった区分がありますがけれども、もしも差し支えなければ、具体的にどのような機関なのかお教えいただければと思います。

○高野統括指導主事 関係行政機関の職員といたしまして、例えば下保谷児童センターセンター長の方、また、芝久保児童館館長の方など、そういった方をお願いしているところでございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第16号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第9 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

報告事項 (1) 西東京市いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表基準について、説明をお願いいたします。

○高野統括指導主事 私からは、報告事項(1) 西東京市いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表基準について、御報告いたします。

これまで西東京市立小・中学校において発生しましたいじめ重大事態、また、教育委員会いじめ対策委員会において実施してまいりました調査報告書の作成等について、こちらの教育委員会で御報告させていただいてきたところでございますが、本調査報告書につきましては、文部科学省から示されておりますいじめ重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされておりますことから、当該の調査結果

を公表するに当たりまして、必要な事項を定めるものとして本公表基準の作成をいたしました。

恐れ入れますが、資料を御覧ください。

公表の意義・目的といたしましては、項番2のとおり4点ございます。

まず第1といたしまして、当該事案への憶測などを減じさせること、第2といたしまして、学校と教育委員会が発生事案に真摯に向き合い、いじめの早期発見・対応、早期解決を図ること、第3といたしまして、西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会が組織した委員会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと、第4といたしまして、調査報告書に示された考え方を共有すること、これがいじめの公表の意義・目的の概要でございます。

また、公表方針といたしましては2ページから、項番3として大きく4点ございます。

(1)にございますとおり、いじめ被害を訴えた児童・生徒及びその保護者の公表の意向や、公表の意義・目的を公表することによる弊害を総合的に勘案いたしまして、特段の支障が生じないと判断した場合、原則調査結果を公表したいと考えております。

そのほか(2)以下には加害の児童・生徒や保護者の同意は要しないこと、公表する内容については特段の配慮をすること、公表すべき必要性が低いと考えられる事案についてを挙げさせていただきました。

続きまして、項番4といたしまして、公表することにより生じうる弊害について、大きく2点挙げさせていただいております。

(1)といたしまして、公表による関係当事者への影響、(2)といたしまして、調査への重大な影響、それらを鑑みまして、3ページの中ほどに記載しましたとおり、個人情報等に配慮した報告書の公表版を作成することとしたいと考えております。

最後に、公表する場合の公表方法等について、項番5に大きく3点挙げさせていただいております。

(1)といたしまして、公表の方法。こちらは本市ホームページへの掲載により公表とさせていただきます。

(2)公表資料につきましては3点ございまして、アといたしまして、公表版により行うことを原則とし、作成したものは西東京市いじめ問題対策委員会に報告し意見聴取を行うこと、イとしまして、児童・生徒や保護者の個人情報及びプライバシー保護の観点から公開に適さないと判断した部分は非公開とすること、ウとしまして、公表する内容につきましては、西東京市教育委員会において、必要に応じて点検・評価し改善を図っていくものとするとしていただいております。

(3)でございます。公表の手順といたしましては、アから順に4ページのほうにかかってございますが、まずは調査を開始する際に、いじめ被害を訴えた児童・生徒及び保護者に公表基準の説明をいたします。調査対象者、加害の児童、加害と言われている児童・生徒に対しても可能な限り説明を行ってまいります。

4ページの内容に移ってまいります。調査結果を説明する際にも、調査結果を説明した後、公表に関する意向の確認を行います。また、意向を確認した後、公表すると判断した場合には公表資料をホームページに掲載いたします。なお、掲載期間は6か月を基本といた

します。ただし、公表すると判断した後に、いじめ被害を訴えた児童・生徒または保護者が公表を望まなくなった場合や、西東京市いじめ調査委員会が再調査を行う場合など、公表の継続が困難となる事情が生じた場合には公表を中止する場合がございます。

最後に、公表につきましては、（２）のアにより作成された公表版により行います。

なお、本公表基準の作成に当たりましては、スクールロイヤー、西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の皆様にも助言を受けて御確認をいただいた内容となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、報告事項 （２）下野谷遺跡の追加指定（告示）について、説明をお願いいたします。

○大内地域学習推進課長 私からは、下野谷遺跡の追加指定（告示）につきまして説明申し上げます。

本件、令和７年第５回教育委員会定例会におきまして、国史跡の追加指定についての議案を可決いただきました。その後、東京都教育委員会を經由して文化庁に追加指定の意見具申書を提出し、国の文化審議会での審議・答申を経まして、このたび令和８年２月１７日付官報告示によりまして国史跡として指定されましたので、御報告申し上げます。

２枚目の資料でございますが、本市に関係する告示の抜粋を掲載しており、左下の破線で囲んだ箇所が本件でございます。

説明は以上でございます。

○後藤教育長 報告事項 （１）及び（２）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田教育長職務代理者 いじめの重大事態調査の公表なのですが、これ自体に問題があるということではないですが、ホームページで公表すると。ただ、ホームページは、私も含めてそんなにしょっちゅう、必要があるときは行くけれども、必要がないとしょっちゅう見に行かないんじゃないかなと思うのですけれども、それを補完するような手段というのは。いつの間にか教育委員会としてホームページに載せていたけれども、６か月たったら削除されていて、その間気がつかなかったよというふうな批判が来ないかなというところをちょっと疑問に思ったのですけれども。何かホームページに載せる以外に、本市においていじめ重大記者発表とかやり方は考えられると思うのですけれども、当事者としてあまり大げさにしたくないなというようなこともあるのかもわからないのですけれども。最近ホームページに公表するというやり方が多いような気がするけれども、それは本当に公表になるのかなという気がしたのですが、いかがでしょうか。

○田村教育指導課長 今考えているのはホームページになります。なぜかといいますと、なかなかいろいろな媒体を通しては難しいのかなと考えているところでございますが、今、山田委員の御指摘がありましたので、公表の仕方についてはまた調査・研究してまいりたいと思います。

○山田教育長職務代理者 ありがとうございます。全文を何か別の媒体でというのではなくて、ホームページにこういうことを公表しましたというような概要版みたいなものを、どこか目につきやすいところ、市民の方がずっと入るような。中身を正確に見たい方はホームページ

へ誘導するような何か仕掛けがあるといいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○後藤教育長 日程第10 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。

○服部委員 この間、2年生の子どもたちと話していたら、すごく暴力してくる、キレるのが多いと言って男女が言い合っていたのですけれども、具体的にあだこうだと言って、やられたらどうするのかなと言ったら、キックしてやったとかいろいろ言っていたのですけれども。子ども同士のじゃれ合いレベルではあるかもしれませんが、全体にそうやってすぐキレてしまっただけで行動に移るとというのが、今、社会でもすぐ人を刺してしまうような人がいたり、そういう部分の縮図でもあるのかなと思っているのですが、そういう案件というのは指導課で把握しておられるところは多いのでしょうか。そんなに血を流して入院したとか、救急車を呼んだというレベルではなくて、先生方が把握しておられるのかなと思ってお尋ねします。

○高野統括指導主事 すぐにイライラしてしまう、カッとなりやすいお子様については、各学校で御対応いただいているという話をいろいろな学校から聞いているところでございます。また、校内で組織的に対応が必要な状況があるということも聞いてございまして、必要に応じて指導主事が見に行く等の動きがある部分もございます。

以上でございます。

○田村教育指導課長 補足いたしますと、基本的には大きなけが、首から上のけがですとか骨折、あと救急車に乗るようなけが等に関しましては報告をしていただいているところでございます。ただ、日常的なところまではなかなか報告が入ってこないのですけれども、日常的なことが何日も続くですとか、学級の荒れに関しては相談が来まして、教育委員会も学校と一体となって解決に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○後藤教育長 よろしいでしょうか。

○服部委員 ありがとうございます。学校はそういう事態が起こったら対症療法せざるを得ないのですけれども、やっぱり子どもがやることは背景というか、おうちでの環境とかそういったものも考えられるので、教育委員会の範疇から出るかもしれませんが、学校に入ってくるまでのお子さんの教育環境をどこかで連携できたら、1年生、2年生のクラス運営が今ちょっと大変になっている向きもあるかと思いますので、何かお考えいただけたらうれしいなと思います。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○後藤教育長 日程第7 議案第15号 令和8年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分については、市長の権限に属する議案の作成に関わることであり、市長部局が現在調整中であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午 後 3 時 14 分 休 憩

午 後 3 時 18 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして令和8年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 3 時 18 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員